

大阪府子ども政策推進会議設置要綱

1 目的

少子化の進行等、子ども（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定する者をいう。）を取り巻く社会環境の変化に対応し、子どもに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「子ども政策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 組織

- （1）推進会議は、会長及び構成員をもって組織する。
- （2）会長には知事をもって充てる。
- （3）構成員には、副知事及び別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- （4）会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

3 本部の運営

- （1）推進会議は、子ども関係の施策を推進するための重要事項について協議し、調整する。
- （2）会長は推進会議を招集し、これを主宰する。
- （3）会長が不在のときは、構成員のうち会長が指名する者がその職務を代理する。

4 幹事

- （1）推進会議の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。
- （2）幹事長は福祉部子ども家庭局長の職にある者を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- （3）幹事長は、必要と認めるときは、幹事を追加することができる。
- （4）幹事会に、別表3に掲げるワーキンググループを置く。
- （5）幹事長は、必要と認めるときは、ワーキンググループを追加することができる。
- （6）幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。
- （7）幹事会は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。

5 事務局

推進会議の事務局は、福祉部子ども家庭局子ども家庭企画課に置く。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
教育長
警察本部長

別表 2

副首都推進局	総務担当課長
危機管理室	治安対策課長
政策企画部	政策企画総務課長
	企画室推進課長
総務部	法務課長
財務部	財政課長
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課長
府民文化部	府民文化総務課長
	人権局人権企画課長
	人権局人権擁護課長
	男女参画・府民協働課長
	文化・スポーツ室文化課長
	文化・スポーツ室スポーツ振興課長
I R 推進局	企画課長
福祉部	福祉総務課長
	地域福祉推進室地域福祉課長
	障がい福祉室障がい福祉企画課長
	子ども家庭局長
	子ども家庭局子ども家庭企画課長
	子ども家庭局青少年支援課長
	子ども家庭局子育て支援課長
	子ども家庭局家庭支援課長
健康医療部	健康医療総務課長
	保健医療室保健医療企画課長
	保健医療室地域保健課長
商工労働部	商工労働総務課長
	雇用推進室労働環境課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
	住宅建築局居住企画課長
	住宅建築局住宅経営室経営管理課長
大阪都市計画局	計画推進室総務企画課長
教育庁	教育総務企画課長
	人権教育企画課長
	教育振興室高等学校課長
	教育振興室支援教育課長
	市町村教育室小中学校課長
	私学課長
警察本部	総務部総務課長
	生活安全部児童虐待対策官
	生活安全部府民安全対策課長
	生活安全部少年課長

別表 3

子どもの貧困対策ワーキンググループ
ヤングケアラー支援関係ワーキンググループ
共同養育関係ワーキンググループ
少子化対策検討ワーキンググループ